聴覚障害者「自立支援法」 対策地域本部 様

> 聴 覚 障 害 者 「 自 立 支 援 法 」 対策中央本部 事務局長 小中栄一

手話通訳・要約筆記等事業に対する当面の取組みについて ~厚生労働省への要望・懇談のご報告

対策地域本部の皆さまには厳しい状況の中で、利用者負担は無料等、コミュニケーション支援事業等の充実に向けた運動を継続されておられることと思います。お疲れ様です。

障害者自立支援法の下、コミュニケーション支援事業が始まって 2 年目を迎え、国及び各自治体の姿勢が徐々に明らかになってきました。

対策中央本部では昨年の 11 月、厚生労働省に対し、別紙の要望書を提出し、 地域生活支援室長と懇談をしました。この懇談では、コミュニケーション支援 事業に関し、3 月に開催される厚生労働省「全国主管課長会議」に、市町村が事 業を実施する際にモデルとなる要綱等の資料配布を考える旨、また障害者自立 支援法以前の事業内容・実績を後退させないように実施する旨の回答を厚生労 働省より引き出しました。

現在、対策中央本部では、市町村が私たちの要望を踏まえた事業展開を促すためのモデルになる要綱等資料を収集・整理し、3月の課長会議で配布してもらうための準備を進めています。

今まで、なかなか連絡できず申し訳ありませんでした。厚生労働省への要望 書および懇談を踏まえた対策中央本部の今後の運動について文書を添付し、ご 報告いたします。

地方分権に基づいて行政が進められていることを考えると、対策地域本部のとり組みは、ますます重要になります。「手話は言語」とされた障害者権利条約が署名され、国内では日本障害フォーラム(JDF)を中心に批准に向けた取組みが始まっています。この障害者権利条約をステップに、聴覚障害者のコミュニケーション・情報保障を更に充実発展させるべく、対策地域本部とともに運動してゆきたいと思います。

何卒ご支援・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。